相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町一一二八二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　根元　昭広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十五日
事務所鹿児島市大黒町四番二〇号プレジールビル二〇一号　いづろ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鑪野　孝清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町御領六六七六番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市古江町七二七九番地
被相続人　亡　濵崎　和成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十五日
事務所鹿児島県鹿屋市打馬二丁目二番二七号　早川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早川　雅子

限定承認公告

本籍山梨県南巨摩郡南部町成島三一一一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　仙洞田善信

右被相続人は平成二十六年十二月八日死亡し、その相続人は平成二十七年二月五日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十五日
東京都狛江市駒井町一丁目一三番一五号
相続財産管理人　仙洞田　充

新設分割公告及び合併公告

当社（甲）は、新設分割により新設する福岡西鉄タクシー株式会社（住所福岡県福岡市南区大楠一丁目三四番一号）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業等に関する権利義務を承継させること、当社（乙）は、新設分割により新設する久留米西鉄タクシー株式会社（住所福岡県久留米市国分町御供田一五九六番地）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業等に関する権利義務を承継させること、当社（丙）は、新設分割により新設する柳川西鉄タクシー株式会社（住所福岡県柳川市北長柄町三一番地の一）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業等に関する権利義務を承継させること、並びに当社（丁）は、新設分割により新設する北九西鉄タクシー株式会社（住所福岡県北九州市八幡東区昭和二丁目六番一五号）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業等に関する権利義務を承継させることいたしましたので公告します。

また、本件新設分割の効力発生を条件とし、甲は西鉄タクシーホールディングス株式会社へ商号変更すると同時に吸収合併により、乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することを予定しております。

合併の効力発生日は平成二十七年七月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月三十一日を予定しております。

この会社分割及び合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月六日
掲載頁　九十二頁（号外第一七五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月五日
掲載頁　九十一頁（号外第一七四号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月五日
掲載頁　九十一頁（号外第一七四号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月十八日
掲載頁　三十六頁（号外第一八三号）
平成二十七年二月二十五日
福岡県福岡市南区大楠一丁目三四番一号
（甲）福岡西鉄タクシー株式会社
代表取締役社長　都合　慎一
福岡県久留米市国分町御供田一五九六番地
（乙）久留米西鉄タクシー株式会社
代表取締役社長　冨永　彰彦
福岡県柳川市北長柄町三一番地の一
（丙）柳川西鉄タクシー株式会社
代表取締役社長　冨永　彰彦
福岡県北九州市八幡東区昭和二丁目六番一五号
（丁）北九西鉄タクシー株式会社
代表取締役社長　花田　恭一

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成元年十二月三日、旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しました。

この度残余財産の清算のため、平成二十二年八月三十一日、広島地方裁判所呉支部（平成二十二年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十五日
広島県呉市西中央一丁目六番三五号
諸栄商事株式会社
代表清算人　弁護士　和田　啓
連絡先　広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島五〇九　和田法律事務所

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年2月25日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①共同エステート株式会社　②東京都知事(12)25664　③代表取締役　長谷川正弘　④東京都中央区銀座二丁目10番6号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座二丁目10番6号　共同エステート株式会社　代表清算人　長谷川正弘

①中部緑営株式会社　②岐阜県知事(2)第4531号　③代表取締役　松岡茂　④岐阜県可児郡御嵩町美佐野2652―1　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県可児郡御嵩町美佐野2652―1　中部緑営株式会社　代表取締役　松岡茂

①フルハシＥＰＯ株式会社　②愛知県知事(1)第21521号　③代表取締役　山口直彦　④愛知県名古屋市熱田区三番町4番28号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市熱田区三番町4番28号　フルハシＥＰＯ株式会社　代表取締役　山口直彦

①株式会社大暉　②愛知県知事(2)第21433号　③代表取締役　山本秀一　④名古屋市中区錦1丁目4番16号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市中区丸の内一丁目17―2　株式会社玉善　代表取締役　玉野善教

①株式会社ぬく井　②大阪府知事(2)51373　③代表取締役　貫井昌博　④大阪府堺市東区大美野127番地の12　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市東区大美野127番地の12　株式会社ぬく井　代表取締役　貫井昌博

①株式会社オンテックス　②国土交通大臣(2)7755　③代表取締役　小笹公也　④主たる事務所　大阪府大阪市浪速区湊町2丁目2―45　廃止した従たる事務所　東京都立川市曙町1丁目22―17　⑤500万円　⑥近畿地方整備局　⑦大阪府大阪市浪速区湊町2丁目2―45　株式会社オンテックス　代表取締役　小笹公也